

# フロポーザルを始めよう！

一質の高い建築設計の実現を目指して一

国土交通省大臣官房官庁営繕部

Government Buildings Department,  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 質の高い建築設計を 実現するために

# 設計者 の選定

## 設計者の選定にあたっては、物品購入などと同じような設計料の多寡だけでは判断できません。

物品購入のように、購入するものの内容や質が、あらかじめ具体的に特定され、誰が行っても結果の同一性が保証されている場合には、競争入札によって調達することが適切であることは言うまでもありません。

しかし、建築の設計は、設計の内容や設計の結果があらかじめ目に見える形になっていないわけではなく、設計者によってその結果に差が生じるものです。したがって、設計料が安いからといっても、設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質の建築物を得られないといった結果になりかねません。

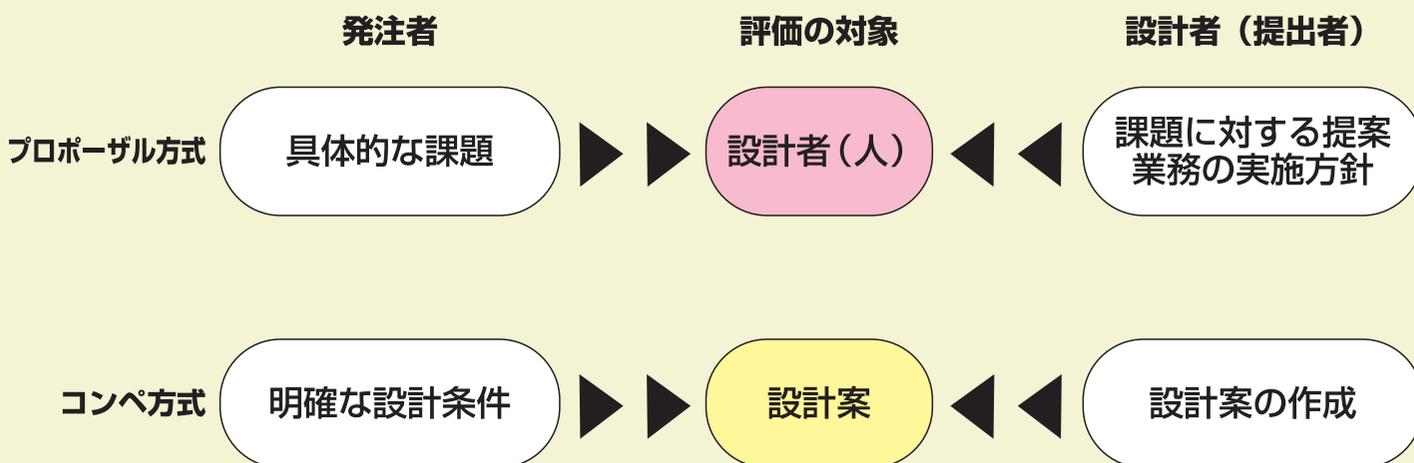
そこで、「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方式によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要」\*になります。

※ 平成3年3月建築審議会答申「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」より引用

## よい建築の実現のためには、 最適な設計者の選定が重要です。

質の高い建築設計を行うために最も重要なのは、設計者の能力や経験などの資質です。具体的には、設計者や設計組織（チーム）のもつ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが、発注者が要求する性能・品質の建築物を実現するうえで必要です。そうした設計者の選定方法として望ましいのが「プロポーザル方式」です。

この方式以外にも「設計競技（コンペ）方式」があります。「コンペ方式」は、最もすぐれた「設計案」を選ぶ方式です。これに対して「プロポーザル方式」では、最も適した「設計者（人）」を選定します。



# プロポーザル方式とは

建築設計を委託するうえで、もっとも適した「設計者（人）」を選ぶ方式です。技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式です。

## 1

### 適切な設計者選定には、公正性、透明性、客観性が求められています

「プロポーザル方式」が適正に運営されれば、客観的な評価基準をもとに、公正な審査が行われ、選定プロセスも透明性が確保されます。時代が要請する公正性、透明性、客観性をもつ設計者選定が可能な方式です。

### 質の高い建築設計を可能にする選定方式

建築設計は、あらかじめその内容や結果が目に見える形になっているものではなく、設計料の多寡だけで選定することが適切とは言えません。完成した建築は、将来、何十年も残っていくものです。高い技術力や経験を持つそのプロジェクトに最も適した設計者を選ぶ「プロポーザル方式」がすぐれている点は、出来上がる建築物の質の高さに重点が置かれている点です。

## 2

## 3

### 選定までの費用・労力・時間の負担を少なく

「プロポーザル方式」では、設計案を作成するのではなく、具体的な実施方針・設計体制や実績の照会などに関する提案書類を作成することが中心となっています。「コンペ方式」に比べて、主催者側も提出者側も簡便に対応できる点が大きな利点としてあげられます。

### 設計者（人）を選ぶ方式

「コンペ方式」は設計競技であり、「設計案」そのものの良否を検討して選ぶものです。これに対して「プロポーザル方式」は「設計案」ではなく、設計を委託すべき適任者「設計者（人）」を選ぶ点が異なります。

## 4

## 5

### 発注者と設計者との共同作業

「プロポーザル方式」では、設計者を選定し、それから具体的な設計が発注者との共同作業により進められます。いわば、発注者と設計者との密接なコラボレーションによる質の高い建築設計が可能な方式といえます。

## Q. なぜ、設計者を競争入札で決めてはいけないのですか。

A. 一般に、建築設計は、発注者の企画目的を実現するため、発注者が要求する性能・品質の設計条件を基に設計者が創意工夫をもって施設の空間構成などを具体化するものであり、成果物があらかじめ特定できない業務です。このため、建設される建築物は今後何十年にもわたり使われていくもので、その質や経済性などは設計者の選定によって大きく左右されることになります。従って、国民共有の資産として質の高さが求められる官公庁施設では、優れた創造性、高度な技術力などが求められる設計業務の設計者選定をする必要があります。このため、設計料の多寡により選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要です。

## Q. プロポーザル方式について、もっと詳しく知りたいのですが。

A. 国土交通省の各地方整備局等の営繕部等に、「公共建築相談窓口」が設置されています。まず、この窓口にご相談下さい。連絡先は、このパンフレットに記載してあります。

## Q. プロポーザル方式とコンペ方式との違いは何ですか。

A. プロポーザル方式は、そのプロジェクトにとって最も適切な創造力と技術力そして経験と実績を持つ「設計者(人)」を選定する方式です。一方、コンペ方式とは、最も優れた設計案を選定する方式です。両者の違いは、選定する対象が、「設計者(人)」か、「設計案」かという明確な違いがあります。

## Q. プロポーザル方式では、なぜ設計案を求めてはいけないのですか。

A. 設計案を求めるのは、コンペ方式です。プロポーザル方式では、設計対象に対する発想・解決方法等の提案などを求めることとなります。プロポーザル方式とは、設計案をつくっていく上で、発注者との共同作業を進める「パートナー」として、もっとも適した設計者を選定しようとするものです。

## 環境配慮型プロポーザル方式について

**国及び独立行政法人等が、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として「環境配慮型プロポーザル方式」を採用することになりました。**

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」という。)が平成19年11月に施行されました。

また、同年12月に環境配慮契約法第5条第1項に基づき、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が定められました。

基本方針においては、

「経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して温室効果ガス等の排出の消滅に配慮した契約」

を行うことが求められており、

「建築物に関する契約に関する基本的事項」として、

「環境配慮型プロポーザル方式の採用」

が掲げられています。

### 環境配慮型プロポーザル方式

温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容(自然エネルギー等の積極的な利用を含む。)を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた者を特定する方式(※)

(※)基本方針より引用

## ■国土交通省等相談窓口

設計者選定に關することがらについては、全国各地に相談窓口が設置されています。お気軽にご相談下さい。設計者選定に關する概要説明のほか、関連書式、審査委員会の運営に關すること、あるいは審査委員としての参加など、相談内容に応じた支援も可能です。

### ■国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館  
TEL:03-5253-8111(内線:23433) URL:<http://www.mlit.go.jp>

### ■北海道開発局 営繕部 営繕調査官 公共建築相談窓口

〒060-8511 札幌市北区北8条西2  
TEL:011-709-2311(内線:25730) URL:<http://www.hkd.mlit.go.jp>

### ■東北地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15  
TEL:022-225-2171(内線:5153) URL:<http://www.thr.mlit.go.jp>

### ■関東地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口

〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1  
TEL:048-601-3151(内線:5153) URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp>

### ■北陸地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1  
TEL:025-280-8880(内線:5153) URL:<http://www.hrr.mlit.go.jp>

### ■中部地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 公共建築相談窓口

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1  
TEL:052-953-8197 URL:<http://www.cbr.mlit.go.jp>

### ■近畿地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44  
TEL:06-6942-1141(内線:5153) URL:<http://www.kkr.mlit.go.jp>

### ■中国地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30  
TEL:082-221-9231(内線:5153) URL:<http://www.cgr.mlit.go.jp>

### ■四国地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口

〒760-8554 高松市サンポート3-33  
TEL:087-851-8061(内線:5153) URL:<http://www.skr.mlit.go.jp>

### ■九州地方整備局 営繕部 計画課 官庁営繕に關する相談窓口

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL:092-471-6331(内線:5151) URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp>

### ■沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課 公共建築相談窓口

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1  
TEL:098-866-0031(内線:5152) URL:<http://www.ogb.go.jp>

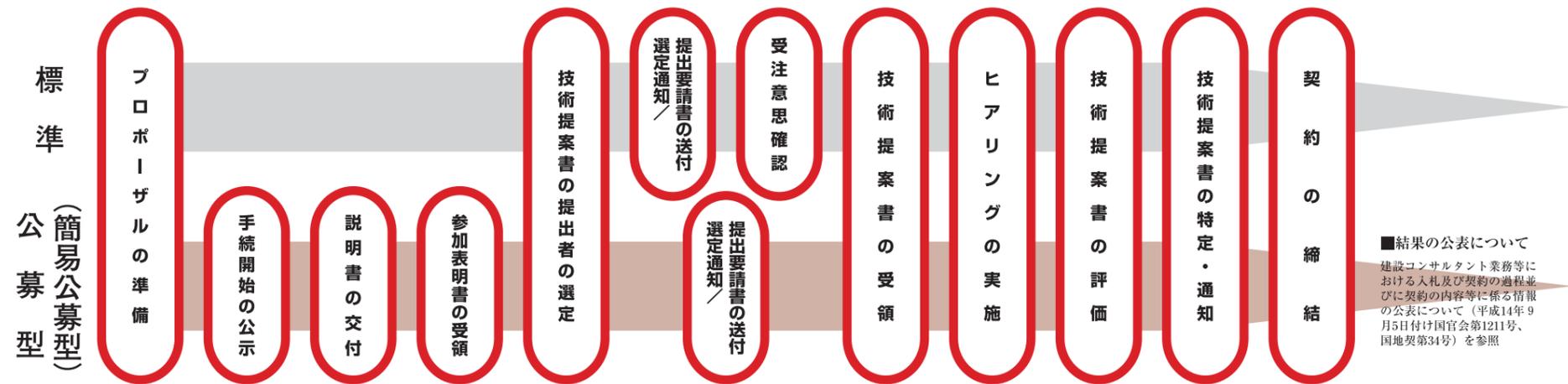
このパンフレット作成にあたっては、公共建築設計懇談会構成メンバーである、東京都、神奈川県、(社)日本建築家協会、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会のほか、(社)日本建築学会、(社)公共建築協会の協力を得ています。

下記の機関でも、設計者選定に關する相談に応じています。(順不同)

(社)日本建築家協会	TEL:03-3408-7125 FAX:03-3408-7129
(社)日本建築士会連合会	TEL:03-3456-2061 FAX:03-3456-2067
(社)日本建築士事務所協会連合会	TEL:03-3552-1281 FAX:03-3552-2066
(社)日本建築学会	
(社)公共建築協会 東日本建築技術センター	TEL:03-3456-2051 FAX:03-3456-2058
西日本建築技術センター	TEL:03-3523-0381 FAX:03-3523-1826
	TEL:06-6943-7571 FAX:06-6943-7576

# プロポーザル方式の手続

官庁施設に係る設計者選定については、主としてプロポーザル方式又は設計競技方式により行ってきたところですが、「公共事業の入札契約手続の改善に関する行動計画（平成6年1月18日閣議了解）」に基づき、平成6年度当初予算から従来の選定方式に加え、一定金額以上の事案については、公募型プロポーザル方式を導入しています。さらに平成8年度からは、公募型プロポーザル対象業務よりも小さな業務について、簡易公募型プロポーザル方式を導入しています。



■結果の公表について  
建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号）を参照

	一般事務庁舎	研修・教育施設	試験・研究施設	その他の施設
延べ面積 1,000㎡以下	 池田労働基準監督署	 国立塩原視力障害センター地域交流棟	 国立水俣病総合研究センター共同研究実習棟	 皇居外苑休憩所
延べ面積 1,000～5,000㎡	 山形地方法務局米沢支局	 近畿管区警察学校生徒寮	 国立感染症研究所筑波霊長類センター第7棟	 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
延べ面積 10,000㎡以上	 高松サポート合同庁舎	 自治大学校	 国立国語研究所	 国立劇場おきなわ

## 国土交通省の事例

件名	工事種別
MM21横浜国際会議場	新築
法隆寺宝物館	新築
松江地方合同庁舎	新築
那覇第2地方合同庁舎	新築
桜門町宿舍	新築
気象庁外壁改修	改修
銚子港湾合同庁舎増改築	増改築
国際産学官連携OSL(仮称)	新築
山口県警察学校体育館	新築
名古屋工業研究所新築	新築
佐世保合同庁舎	新築
大阪工業技術研究所機能材料研究棟外5棟	増改築
別府重度障害者センター	増改築
国立伊東重度障害者センター	増改築
東京国立近代美術館増改築	増改築
徳島職業安定所	新築
六ヶ所保障措置センター	新築
旭川東税務署庁舎	新築
奈良国立博物館文化財保存修理所	増改築
徳島県警察学校	新築
沖縄国立青年の家食堂棟	新築
裁判所平良支部	新築
野辺地職業安定所	新築
水産大学生寮増築工事	増改築
山梨県警察学校射撃場	新築
北海道警察機動隊庁舎	新築
三島労働総合庁舎	新築
国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館	新築

## 地方公共団体の事例

件名	工事種別
加茂市温水プール新築工事	新築
武蔵野市立桜野小学校体育館棟等新築工事	新築
白石市立南中学校屋内体育館	新築
宇治市文化センター再生整備	増改築
高松港港湾旅客ターミナル	新築
遠別町学校給食センター	新築
児湯農業改良普及センター	新築
春日部市男女共同参画推進センター	新築
粕屋町生涯学習センター	新築
御津町営国民宿舎 新舞子荘	増改築
金谷中学校耐震補強	改修
武蔵野市立大野田小学校校舎	増改築
藤塚方面中	新築
神戸市王子動物園	増改築
大津町立図書館	新築
宇治市総合保健センター・消防防災施設	新築
身体障害者通所授産施設	新築
島根大学(総理工)校舎	改修
宮前アパート	新築
静内町道営住宅(さくら団地A)	新築
黒木町役場庁舎	新築
高遠町営住宅(D,E棟)	新築
俱知安町風土館	改修
馬頭町広重美術館	新築
堀之内病院・社会福祉センター	増改築
大阪府旭警察署	新築
天城湯ヶ島町保健福祉センター	増改築
南部福祉コミュニティー施設	増改築

※ 件名は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)より、順不同で掲載しています

## 官公庁施設の設計業務方式の在り方に関する答申とプロポーザル方式について

平成3年3月の建築審議会の「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」に関する答申では、設計者の創造性、技術力、経験などを審査する選定方式として右の3方式が示されました。

このうち、(2)プロポーザル方式と(3)書類審査方式を併用したものが現在の「プロポーザル方式」として運用されるようになりました。

- (1)設計競技方式： 提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式
- (2)プロポーザル方式： 提出された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する方式
- (3)書類審査方式： 当該業務の工程計画、設計チームの構成、設計者の経歴・作風等に関する資料を提出させ、必要に応じ面接・ヒアリングを行ってこれを審査し、設計者を選定する方式

## 設計者の選定に関する主な通達

国土交通省における建築設計者選定に関する取組は、平成3年3月の建築審議会答申を受け、建築設計業務委託に関する制度の整備とその充実に努め、平成6年には建築設計者の選定に「プロポーザル方式」を導入し、その後、この方式の普及と運用上の改善などを行ってきました。

プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について	H6.6.21
公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について	H6.6.21
簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について	H8.9.26
建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について	H12.7.26
建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について	H12.12.6
公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における説明書について	H14.7.9
建築関係建設コンサルタント業務の受注者の選定手続の選定に関する技術的な判断基準について	H18.3.29
建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について	H19.12.21

上記通達の詳細については、このパンフレットに記載されている相談窓口へお問い合わせ下さい。また、国土交通省ホームページに掲載されている通達もあります。(http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html)

## 設計の品質確保と設計者選定について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品質法」という。）が平成17年4月に施行されました。また、同年8月に品質法第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

品質法及び基本方針においては、公共工事の品質確保にとっての調査・設計の重要性が示されるとともに、適切な設計者を選定することによる品質確保が求められています。

### 品質法

公共工事の品質確保にあたっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項(略)の趣旨を踏まえ、公共工事に関する**調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。**

### 基本方針

公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、**技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶことを通じ、その品質を確保することが求められる。**